

痛みとストレスのクリニック医療安全管理指針

1.医療安全管理対策に関する基本的な考え方

この指針は、医療安全の確保および推進を目的とし、当院において、安全かつ適切に、質の高い医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

2.医療安全のための職員研修に関する基本方針

院長は職員に対し、年2回「医療安全研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「医療安全研修」を実施する。職員は、院外で実施される研修を受講する場合もある。

3.医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した際には、救急処置を行う。医療事故の報告は速やかに院長に報告する。また、院長は職員とともに事故調査を行い、事故調査報告書を作成するなどして適切に対処する。

このうち、提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡であって、院長が当該死亡を予期しなかったものについては、医療法に基づく医療事故調査制度における報告対象となることに留意する。なお、この事故調査は医療安全の確保を目的とし、個人の責任追及の結果を招いてはならない。

4.事故報告など医療安全体制を改善するための方策に関する基本方針

医療安全体制を改善するため、アクシデント（患者に影響のある事故）又はインシデント（患者に影響がなかったが、ミスが発生した場合＝ヒヤリ、ハット）が発生した場合には、報告書を院長に提出する。

（アクシデント報告）

院内でアクシデントが発生した場合、当該アクシデントに関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び必要な処置をした後、速やかに別に定める「アクシデント報告書」を院長に提出する。院長は、全職員にアクシデント内容を伝達するとともに対応を指示する。アクシデント対応終了後、院長は当該アクシデントの評価分析を行ったうえで、全職員に報告する。

（インシデント事例報告）

院内でインシデント事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「インシデント報告書」を作成し、院長に報告する。「インシデント報告書」は個人情報保護に配慮した形で取りまとめのうえ、全職員で共有し、医療事故、紛争の防止に積極的に活用する。なおインシデント事例を提出した者に対して、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

5.医療職員と患者との情報共有に関する基本方針

本指針は受付に保管し、患者が閲覧できるようにする。

6.患者からの相談への対応に関する基本方針

患者からの相談については、懇切丁寧に対応する。

7.医療安全管理対策に関する指針の見直し及び周知

本指針は必要に応じて改正するとともに、研修などを通じて全職員に周知する。